

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則について

平成 30 年 12 月 18 日
経 済 産 業 省
公 正 取 引 委 員 会
総 務 省

経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、平成 30 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2018」において、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものと定められたことを踏まえ、競争政策、情報政策、消費者政策等、多様な知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」を同年 7 月 10 日に設置し、調査・検討を進め、同年 12 月 12 日に、同検討会において取りまとめた中間論点整理を公表しました（参考 1・参考 2 参照）。

中間論点整理を踏まえ、経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則を策定しました（本文：別添 1，概要：別添 2）。

経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、今後、これに沿った具体的措置を早急に進めてまいります。

問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局情報経済課

電話 03-3501-0397（直通）

ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

総務省情報流通行政局情報通信政策課

電話 03-5253-5482（直通）

ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>